

野田市農業委員会総会会議録（第1回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和4年1月11日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所8大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
4番 川辺茂	5番 筑井正
6番 古谷文夫	7番 齊藤和夫
8番 石塚正夫	9番 染谷美佐夫
10番 針ヶ谷久翁	12番 宇佐見稔久
13番 吉岡清美	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司

議長 ただいまから令和4年第1回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、3番、藤井愛子委員、病気のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

4番 川辺 茂 委員

13番 吉岡 清美 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田3筆で6812平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、法人設立に伴い、自己所有農地の耕作権を法人に移転するため、譲受人は、法人設立に伴い、法人経営規模の拡大を図るためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

なお、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしています。

令和3年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は2班が担当で、1月5日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から3番、5番から8番、議案第2号申請番号1番、議案第3号申請番号1番から4番については吉岡委員、議案第1号申請番号4番、9番から11番、議案第3号申請番号5番から12番については染谷委員がご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について吉岡委員から報告をお願いします。

吉岡委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、野田字谷田山下の田1筆、今上字三尺道下の田1筆、今上字八幡前の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番、3番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番、3番についてご説明いたします。

申請地は、畑5筆で5509平方メートルとなっております。

権利の内容は、賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、譲受人の求めに応じたため、譲受人は新規に農業経営を始めるためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準についてですが、第1号の全部効率利用要件は機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

第5号の下限面積要件は50アール以上の農地を取得予定のため、要件は満たしています。

令和3年12月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請地は、目吹字小山入の畑5筆で保全管理された農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請人から営農計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案は齊藤委員があっせんした案件になりますので、あっせんの内容について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 本人、新規就農者は、山崎に現在、住んでいます。

木間ヶ瀬の農家で、アルバイトっていいですか農業の研修を行っている状況です。

土地を探す中で通ってる県道7号線沿いで良いんじゃないかと話ができました。

現状は、傾斜地ですが、常に草刈の状態、保全管理の状態でしたので、どちらかというところと二つ返事で貸すということになりました。

新規の就農者も傾斜地でも、作る作物には影響がないとのことで話が進みました。

付け加えて、〇〇さんの農地に20、30坪の土地がありまして、そこに作業場として使わせてもらえることになりました。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 最初に機械ですけど、現在は草の刈払機と除草剤とかを撒く噴霧器は小さいものですけど一応所有しています。

あとこれから、小型の耕運機か管理機を保有したいと思っています。

作りたい作物がイチジクなので、そんなに大型のトラクターとかは、必要ないと思うんですけど、所有者の〇〇さんの方がトラクターをまだ所有してるそうなので、そちらをお借りして、最初の方はちょっとやってみたいと思います。

出来た作物については、直売所をメインに販売していきたいと思っています。

自分は以前、レストランで調理の方をやっていたので、一緒に働いていた人が何人か独立して、お店をやっているの、きちんと作物が作れるようであれば、そちらの方も販売していきたいと思っています。

作る作物イチジクがメインですけど、イチジクは収穫の量が増えたら、ジャムに加工して販売していきたいと思っています。

あと技術については、大学の方が東京農業大学を出てまして、学科は造園だったんですけど植物に対して、肥料とか、そういう栄養とか土壌とかはわかっていて、あと農薬とか、そういう病害虫についても、ある程度勉強してるので、そこは大丈夫だと思います。

現在、木間ヶ瀬の方で、キャベツとトマトをメインにしている農家で働いていますので、ある程度の機械とかの使い方も大体わかるので、大丈夫だと思います。

議長 何かご質問ありますか。

筑井委員 このイチジクということですけども今回上がった面積は 1700 平方メートルで他にもあると思いますが、他はどの辺でそこにはやっぱりイチジクなのかどうかちょっと確認したいのですが。

申請人 イチジクは現在、借りる畑の中で一番大きい 1800 平方メートル位のところに、とりあえず植えてみます。

後、もう 10 アールあるところにアスパラガスを植え、残り 20 アール程あるんですけど、イチジクもアスパラガスもその収穫するまで少し時間がかかりますので、借りた 20 アールには収穫するまでにそんなに時間がかからない葉物などを植えて少し利益を出していきたいと思っています。

行く行くは、その土地がイチジクかアスパラガスかわからないんですけど、合う方の物を段々増やして行きたいと思っています。

事務局 以前、お話しを伺った時にアスパラガスを作付したいと話を聞いていました。

全国農業新聞という新聞にアスパラガスを明治大学農学部の研究室と種苗会社が共同開発で、

「採りっきり栽培」ということで、アスパラガスは2、3年種まいてから収穫までかかるところを1年で収穫できるという、「採りっきり」という名前で商品が開発されたという記事が出てました。

それを三郷の〇〇さんという方が、耕作し出荷していると新聞記事がありました。

コピーを用意しときましたので、帰りにお持ち帰り下さい。

参考にいただければと思います。

申請人 どうもありがとうございます。

栗原委員 農機具置き場とかありますか。

申請人 近くの畑に建てられるスペースがあって簡易的な物置を作ろうと思ってます。

栗原委員 頑張ってください。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1870平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年12月23日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、尾崎字遠島の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番から8番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番から8番についてご説明いたします。

申請地は、畑7筆で5329平方メートルとなっております。

権利の内容は、賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は新規に農業経営を始めるためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準についてですが、第1号の全部効率利用要件は機械と労働力が十分に確保されているか、技術が十分にあるか、また、販売先はどうなっているかなど、申請人にお越しいただいているので、この後、説明していただきます。

第5号の下限面積要件は50アール以上の農地を取得予定のため、要件は満たしています。

令和3年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 申請地は、木野崎字北の畑2筆、木野崎字下町の畑5筆で保全管理された農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請人から営農計画について、説明を受けたいと審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 ○○と申します。

よろしく申し上げます。

まず、土地の選定理由につきましては、こちらはやはり野田周辺地域での新規就農者も多く、市地域としても農業が盛んであること、あと隣接する都県との立地条件が、良い事から販売に地の利を生かせる可能性があると思ひまして選びました。

あと生産物の処理方法の販売はタイ野菜を、栽培いたしますので、タイ料理レストランやアジア系レストラン、アジア系スーパーマーケット等に、販売を行いたいと思っております。

農業機械の所有状況に関しては、軽トラックは所有済みです。

あとトラクターとその他の機械はレンタルを予定しております。

農作業に従事する労働力に関しては、私ともう1名おります。

技術に関してなんですが、茨城県の坂東市にあります〇〇農園の方で、タイ野菜を中心に畑の耕起、タイ野菜の耕作・収穫、野菜の袋詰め販売等を行ってまいりました。

議長 販売先はどんなところですか、

申請人 販売先に関しては、タイ料理レストラン、アジア系レストラン、アジア系のスーパーマーケットを考えており、一応インド系のスーパーとは話もしております。

議長 何かご質問ありますか。

齊藤委員 住所は我孫子市、我孫子市から木野崎まで通うのちょっと大変だと思いますが、

あと、もう一つは農機具をレンタルと言いますが、置く場所とかどうなっているか。

申請人 現住所は千葉県我孫子市になっていますが、今現状、住んでおりますのは茨城県の坂東市に住んでおります。

また、農機具を置くような作業場だったり、あと、倉庫は今借りております。

借りる契約の方は進めております。

一応そちらの木野崎に借りる予定です。

4月から契約というところで今進めております。

栗原委員 〇〇君と〇〇君とお2人でいて、住まいをあっせんしまして、〇〇委員の前に空き家がありましたので、4月から借りて倉庫もあるし、頑張っています。

石山（高）委員 私が竹を全部取って、綺麗にしています。

今後、資材とか何か手伝えれば多少は役にたてるかもしれないので、頑張ってください。

議長 申請人の方、これからも地元の農業委員、推進委員おりますので、何かありましたら、頼って行ってもらえればと思いますので、協力していただけるはずでございますので、頑張ってください。

他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。
退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号 9 番、10 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 9 番、10 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 456 平方メートル、畑 1 筆で 614 平方メートル、合計 2 筆で 1070 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転及び賃借権設定です。

申請理由は、譲渡人は、高齢のため農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

なお、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしています。

令和 3 年 12 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第 1 号申請番号 9 番、10 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字下羽貫の田 1 筆、畑 1 筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 1348 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により甥に贈与するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 3 年 12 月 23 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第1号申請番号11番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字正久保の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で1900平方メートルとなっております。

転用の目的は、農地造成です。

令和3年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農用地区域内の農地です。

当該地の現況は、保全管理され、一部に水が溜まっている農地でした。

計画内容は、隣接地にストックしている残土を埋立てし、畑にする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、隣地に土砂が流出しないよう境界より1メートル後退して埋立てする計画となっております。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請人から事業計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、農用地区域内の農地における農地造成の取扱いですが、千葉県が作成した農地転用関係事務指針に埋立て計画等について、市町村長からの意見書が提出されているものについては、許可できると規定されています。

本案は令和4年1月4日付けで野田市長より意見書が提出されており、意見はありませんでした。

また、本案は一時転用許可となり、許可の期間は工事が完了する令和4年7月31日までとなります。

次に資力及び信用についてですが、資力については、申請人が経営している会社の重機を無償で借りて、造成工事は自ら行うため、費用は掛からないので、資金に関する書類は添付されていません。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書は添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 本案については、説明のため申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

申請人に事業概要の説明をお願いします。

申請人 こんにちは、私は〇〇さんの代理人の行政書士の〇〇です。

〇〇さんが、かつて申請地を買ったときに、その土地の状態が違反の埋め立てをした状態だったので、それを全部取り除いてくれて農業委員さんから言われて、それを元に戻したところが、今の状態になっていて、そこに今、自分で持ってる残土を、申請地に、持って行って埋め立てて、

畑として利用したいということで申請をしました。

議長 何かご質問ありますか。

齊藤委員 今、残土を埋め立ててとおっしゃいましたが残土埋め立てて畑とか、石が作物にかなり影響があるのでは、その辺はどうですか。

申請人 元々、建築現場の根切りの土なので、大きいガラみたいなものは入っておりません。

多少入ってたら、それはちゃんと取り除きます。

取り除かせます。

それでやってもらいたいんですけど、よろしくお願いします。

議長 整地された後、どういう作物を作られますか。

申請人 ○○さんの話では、畑にして、そこに自分が食べる野菜を耕作するって言ってました。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で595平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場用地です。

令和3年12月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、碎石を敷き、整地を行い、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、道路に面したところは柵を設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から7ページの申請番号12番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は該当なしと申請代理人が確認しています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で505平方メートルとなっております。
転用の目的は、賃借権設定による太陽光発電施設用地です。
令和3年12月21日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。
当該地の現況は、保全管理された農地でした。
計画内容は、整地を行い、防草シートを敷き、太陽光発電施設を整備する計画となっております。
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。
周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で707平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和3年12月24日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、なるべく砂利敷きは少なくして、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周りをトラロープで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書及び融資に関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で169平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による分家住宅用地です。

令和3年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第3号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第 1 種農地であると判断されますが、住宅のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、分家住宅の進入路とする計画となっております。

給排水関係は、進入路部分に給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書、住宅ローンに関する書類、融資に関する書類が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 5 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 1125 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 12 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第 3 号申請番号 5 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね 500 メートル以内の宅地率が 40 パーセントを超えるため、1 キロメートルまで半径を延長し、宅地率が 40 パーセントを超えているため、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、ほぼ現状のまま太陽光発電設備を整備する計画となっております。

おります。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番、7番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号6番、7番についてご説明いたします。

申請地は、田3筆で1019平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第3号申請番号6番、7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、整地し、太陽光発電設備を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号8番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で707平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第3号申請番号8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、整地し、太陽光発電設備を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 9 番についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 671 平方メートル、畑 1 筆で 340 平方メートル、合計 2 筆で 1011 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 12 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第 3 号申請番号 9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、整地し、太陽光発電設備を整備する計画となっております。給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 10 番についてご説明いたします。

申請地は、田 2 筆で 1203 平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和 3 年 12 月 21 日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第 3 号申請番号 10 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、整地し、太陽光発電設備を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 11 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 11 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 512 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 3 年 12 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第3号申請番号11番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、整地し、太陽光発電設備を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号12番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号12番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1004平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年12月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

染谷委員 議案第3号申請番号12番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、埋め立ては行わず、整地し、太陽光発電設備を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和54年以前から宅地として利用し、現在に至っております。

昭和54年10月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和3年12月24日に受付をしております。
以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和24年頃から宅地として利用し現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和3年12月23日に受付をしております。
以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和34年頃から宅地として利用し現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和3年12月23日に受付をしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「農用地利用集積計画について」の一般を議題とします。

本案については、野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限を受ける案件が含まれるため、申請番号2番から9番について先議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「一般」の申請番号2番から9番についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

野田市長より令和3年12月27日付けで、令和3年度第9次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、5年の賃借権設定が田1筆で2998平方メートル、畑6筆で3695平方メートル、20年の賃借権設定が畑1筆で1534平方メートルの内1100平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号「一般」の申請番号2番から9番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議事参与の制限を受ける案件に移ります。

野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

—〇〇委員退席—

議案第5号「一般」の申請番号1番を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「一般」の申請番号1番についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の一般でございますが、10年の賃借権設定が田1筆で997平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号「一般」の申請番号 1 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

—〇〇委員復席—

次に移ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」の中間管理を議題とします。

本案については、議案第 6 号「農用地利用配分計画について」の申請番号 1 番から 9 番と不可分の案件のため、一括して審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号「中間管理」の申請番号 1 番から 9 番についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 12 月 27 日付けで、令和 3 年度第 9 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の中間管理でございますが、5 年の賃借権設定が畑 9 筆で 5720 平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に議案第 6 号申請番号 1 番から 9 番についてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

野田市長より令和 3 年 12 月 25 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得予定の農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号の「中間管理」及び議案第 6 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 6 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の 1 ページ、2 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の権利取得の届出は、4 件受理しております。

次に 3 ページ、4 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、5 件受理しております。

次に 5 ページから 9 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、16 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 10 ページから 12 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告書は、1 法人から提出がありました。

次に 13 ページをご覧ください。

報告第 5 号 農地使用貸借契約の解約通知は、1 件提出がありました。

次に 14 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農用地利用集積計画の中途解約は、5 件提出がありました。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続いて、運営委員会の報告を齊藤運営委員会議長よりお願いします。

齊藤委員 本日、総会前に運営委員会を開催しました。

議題としましては、農業委員会だより第36号の発行に関する内容で、1ページ目に新規就農者取材した記事、2ページ目には、新規就農して加工品頑張っている農業者、3ページ以降には、農業者年金の法改正、年間スケジュール、賃借料情報、2社の広告等を予定しています。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後2時50分)

